第六十三条第二項	が退職後	が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して
	、退職後	、任意継続組合員の資格喪失後
第六十五条第一項	公務によらないで死亡した	公務によらない死亡（任意継続組合員となつた後における死亡を含む。）をした
第六十六条	が退職後	が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して
	、退職後	、任意継続組合員の資格喪失後

第五十一条中「又は」を「及び」に、「掛金」とあり」を「掛金等」とあるのは「任意継続掛金（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金をいう。第百四十四条の二十三第二項及び第百四十四条の二十六第二項において同じ。）」と」に改め、「。第百四十四条の二十六第二項において同じ」を削り、「掛金」とあるのは、「第百四十四条の二第二項に規定する」を「掛金等」とあるのは「」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（団体組合員に係る長期給付等の取扱い）

第五十三条　地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員（法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下この条及び第六十五条において同じ。）に係るものの管理及び運用又は団体組合員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項、第十六条の二第一項並びに第二十七条第一項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	第二条第一項各号	第二条第一項各号（法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第十六条第一項第二号	地方公共団体の一時借入れ	団体（法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。次条第一項第十号において同じ。）
第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	団体
第二十七条第一項第二号	法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（以下この条において「懲戒処分」という。）によつて退職した	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
	懲戒処分によつて退職した	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第二十七条第一項第三号	又はこれに相当する	に相当する
第二十七条第一項第四号	第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項
第二十七条第四項	懲戒処分	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇され

第六十五条第一項中「費用として法第百十三条第二項又は第三項」を「法第百十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項」に、「負担すべき金額」を「負担すべきこととなる額」に、「金額を」を「額を、それぞれ」に改め、「、それぞれ」を削り、同項の表法第百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体の項中「市長若しくは市」を「市長（特別区の区長を含む。）若しくは市（特別区を含む。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により同項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が地方職員共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、法第百十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により負担すべきこととなる額にあつては、国民年金法第九十四条の四の規定により地方職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における地方職員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とし、法第百十三条第五項の規定により負担すべきこととなる額にあつては、同項に規定する費用の額（団体組合員に係るものに限る。）に、当該事業年度の初日における団体組合員（地方職員共済組合に使用される者である団体組合員を除く。）の総数に対する当該団体の職員である団体組合員の数の割合を乗じて得た額とする。

第六十五条第三項中「負担すべき金額」を「負担すべきこととなる額」に改め、同条第四項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第十章の章名を削る。

第六十五条の次に次の章名を付する。

第十章　雑則

第六十六条を次のように改める。

（資料の提供）

第六十六条　法第百四十四条の二十五の二に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による年金である給付

二　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付

三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

四　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

第六十六条の二を削る。

第六十七条第五項第七号中「第十六条第六項」を「第十六条第四項」に改める。

第六十八条第三号及び第四号を次のように改める。

三　組合員の報酬及び期末手当等並びに厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第四号に規定する賞与に関する事項を組合に報告すること。

四　組合員の標準報酬等合計額の総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する事項を組合に報告すること。

第六十八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、同条第十号中「退職共済年金又は障害共済年金」を「退職年金又は公務障害年金」に改め、同号を同条第八号とし、同条に次の一項を加える。

2　国の職員について前項の規定を適用する場合においては、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国」とする。

附則第三条中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「構成組合」に改め、「当分の間」の下に「、構成組合が」を加え、「これらの組合が」を「災害給付積立金に充てるため、」に改める。